9　法第六十六条の八第十一項第二号イに規定する政令で定める他の外国法人の株式の数又は出資の金額は、外国法人の発行済株式等に、内国法人の出資関連法人（当該外国法人の株主等（法人税法第二条第十四号に規定する株主等をいう。以下この項において同じ。）である他の外国法人をいう。以下この項において同じ。）に係る持株割合（その株主等の有する株式等の数又は金額が当該株式等の発行法人の発行済株式等のうちに占める割合（当該発行法人が請求権の内容が異なる株式等を発行している場合には、その株主等が当該請求権に基づき受けることができる剰余金の配当等の額がその総額のうちに占める割合）をいう。以下この項において同じ。）及び当該出資関連法人の当該外国法人に係る持株割合を乗じて計算した株式等の数又は金額とする。

10　法第六十六条の八第十一項第二号イに規定する政令で定める金額は、同号イの他の外国法人に係る適用対象金額（内国法人の配当事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される課税対象金額に係るものに限る。以下この項において同じ。）又は部分適用対象金額（内国法人の配当事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される部分課税対象金額に係るものに限る。以下この項において同じ。）に、当該他の外国法人の当該適用対象金額又は部分適用対象金額に係る事業年度終了の時における発行済株式等のうちに当該事業年度終了の時において当該内国法人が同条第十一項第一号の外国法人を通じて間接に有する当該他の外国法人の間接保有の株式等の数（同項第二号イに規定する間接保有の株式等の数をいう。次項において同じ。）の占める割合を乗じて計算した金額とする。

11　法第六十六条の八第十一項第二号ロに規定する政令で定める金額は、同号ロの他の外国法人の各事業年度の適用対象金額（内国法人の同号ロに規定する前二年以内の各事業年度（以下この項において「前二年以内の各事業年度」という。）の所得の金額の計算上益金の額に算入された課税対象金額に係るものに限る。以下この項において同じ。）又は部分適用対象金額（内国法人の前二年以内の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入された部分課税対象金額に係るものに限る。以下この項において同じ。）に、当該他の外国法人の当該適用対象金額又は部分適用対象金額に係る各事業年度終了の時における発行済株式等のうちに当該各事業年度終了の時において当該内国法人が同条第十一項第一号の外国法人を通じて間接に有する当該他の外国法人の間接保有の株式等の数の占める割合を乗じて計算した金額の合計額とする。

12　第四項から第六項までの規定は、法第六十六条の八第十三項において準用する同条第六項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四項		
第六十六条の八第六項の	第六十六条の八第十三項の規定により読み替えられた同条第六項の	同条第十三項の規定により読み替えられた同条第六項各号に定める間接配当等（同条第六項第一号に掲げる金額をいう。以下この項及び第六項において同じ。）若しくは間接課税金額（同条第六項第二号に掲げる金額をいう。以下この項及び第六項において同じ。）又は個別間接配当等（法第六十八条の九十二第一項第二号ロに掲げる金額をいう。以下この項及び第六項において同じ。）若しくは個別間接課税金額（法第六十八条の九十二第一項第二号ロに掲げる金額をいう。第六項において同じ。）
同条第四項の	同条第十一項の	
同条第六項各号に定める課税済金額（同条第四項第二号に掲げる金額をいう。以下この条において同じ。）又は個別課税済金額（法第六十八条の九十二第四項第二号に掲げる金額をいう。以下この条において同じ。）		

の課税済金額	第四項第一号	同項第一号
の間接配当等又は間接課税済金額	同条第十三項の規定により読み替えられた同条第六項第一号	
合併等前十年内事業年度	合併等前二年内事業年度	
合併等前二年内事業年度		
第四項第二号	合併等前十年内事業年度	合併等前二年内事業年度
合併等前二年内事業年度		
第四項第三号	同号	同条第十三項の規定により読み替えられた同条第六項第二号
分割等前十年内事業年度	分割等前二年内事業年度	
分割等前二年内事業年度		
第四項第四号及び第五号	分割等前十年内事業年度	分割等前二年内事業年度
分割等前二年内事業年度		
第五項	前十年以内	前二年以内
内国法人二年前事業年度開始日		
内国法人十年前事業年度開始日		
合併等前二年内事業年度又は分割等前二年内事業年度		
合併等前十年内事業年度又は分割等前十年内事業年度		
被合併法人等前二年内事業年度		
被合併法人等前十年内事業年度		
被合併法人等二年前事業年度開始日		
被合併法人等十年前事業年度開始日		
第六項	第六十六条の八第六項第二号	第六十六条の八第十三項の規定により読み替えられた同条第六項第二号
前項	第十二項の規定により読み替えられた前項	
第六項第一号	課税済金額	間接配当等又は間接課税済金額
課税済金額又は個別課税済金額	間接配当等若しくは間接課税済金額又は個別間接配当等若しくは個別間接課税済金額	
分割等前十年内事業年度	分割等前二年内事業年度	
請求権勘案直接保有株式等のうちに	間接保有の株式等の数（法第六十六条の八第十一項第二号イに規定する間接保有の株式等の数をいう。以下この項において同じ。）のうちに	
請求権勘案直接保有株式等の占める	間接保有の株式等の数の占める	
請求権勘案直接保有株式等	間接保有の株式等の数	
第六項第一号イ及びロ		